

植物品種に係る審査に関する日本国農林水産省及び カナダ食品検査庁における協力覚書

日本国農林水産省（以下「日本側当局」という。）とカナダ食品検査庁（以下「カナダ側当局」という。）は、日本側当局が本覚書の実施のために食料産業局知的財産課を指名すること及びカナダ側当局が本覚書の実施のために植物衛生・生物安全保障局育成者権事務局を指名することを考慮しつつ、以下のとおり至った。

1

- （１）日本側当局は、カナダ側当局に対し、カナダ側当局の書面による要請に応じて、植物の新品種の保護に関する国際条約 1991 年条約（以下「UPOV1991 年条約」という。）に従って実施される審査結果を提供する。
- （２）カナダ側当局は、日本側当局に対し、日本側当局の書面による要請に応じて、UPOV1991 年条約に従って実施される審査結果を提供する。

2

各国当局は、自国の審査基準に従って実施された審査の結果を提供するものとする。

3

- （１）相手国当局に対して審査結果を提供する場合は、各国当局は、UPOV1991 年条約第 12 条に基づいて制定されたテストガイドラインの手順書「DUS 栽培試験における経験と協力」（TGP/5）第 6「UPOV 審査結果報告書及び UPOV 品種記述書」に規定される様式を使用するものとする。
- （２）両当局は、英語で記述した審査結果を提供するものとする。

4

各国当局は、相互に無償で審査結果を提供するものとする。

5

- （１）審査結果を受領した当局は、提供された審査結果を当該受領側当局における植物品種に係る審査以外の目的で使用しない。
- （２）審査結果を受領した当局は、自国のプライバシー及びアクセスに関する法律に基づく場合、又はその他法律で要請される場合を除き、審査結果を第三者に開示又は提供しない。

6

各国当局は、本覚書の解釈及び実施に相違がある場合には、協議により解決する。

7

本覚書は法的に拘束するものではない。

8

- (1) 本覚書に基づく協力を2018年4月20日から開始する。
- (2) 各国当局は、双方の書面による同意により、本覚書を修正できるものとする。
- (3) いずれの当局も、他方の当局に書面による通知をしてから30日以降に、本覚書を廃止できるものとする。

2018年3月27日に東京で、2018年4月12日にオタワで、英語、フランス語及び日本語の本覚書に署名した。各言語の本覚書とも同等の効力をもつ。

日本国農林水産省食料産業局
知的財産課長

カナダ食品検査庁植物衛生・生物
安全保障局育成者権事務局長

杉中 淳

William Anderson